

平成28年度 予算編成方針

1. 本市財政を取り巻く状況

現在の我が国の経済状況は、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」とされている。

また、我が国の財政状況は、景気回復や消費税率引き上げにより税収は伸びているものの、少子高齢化対策の費用等により支出もかさみ、国と地方の長期債務残高は平成27年度末の見込みで約1,035兆円となっている。

政府は、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成32年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目標として掲げ、経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指している。地方においては、介護・医療・子育て支援や、老朽化が著しいインフラの更新など、地方公共団体が担うべき役割がますます重要となる中で、国・地方を通じた財政健全化目標の達成に向けて、財源の確保や更なる行政改革に取り組むことが必要となる。

こうした中、本市の財政状況については、景気回復や徴収強化により市税収入が増加傾向にあるものの、扶助費などの義務的性格の経常経費の伸びに歯止めがかからないことにより、財政構造の弾力性を判断する指標である「経常収支比率」が、平成26年度には95.0%と極めて弾力性が失われた状況にある。また、市債残高については、平成26年度末において、一般会計で約1,466億円であり、これは、平成26年度の市税収入約913億円の約1.6倍という額になっている。また、特別会計、企業会計及び土地開発公社の長期借入金残高を含む市全体の市債残高は、約2,734億円となっている。

こういった非常に厳しい財政状況の中、平成28年度当初予算では、歳入見直しにおいて、市税の微増を見込むものの、全体としては大きな伸びは見込まず、歳出においては、子育てや生活保護をはじめとする扶助費等の義務的経費のほか、普通建設事業費など投資的経費の大幅増が見込まれることから、昨年度以上に厳しい予算編成を行わなければならない。

2. 予算編成の基本方針

本市は、第4次川口市総合計画の基本理念に基づき、「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える「ふるさと川口」の実現に向け、人と人との交流するにぎわいあるまちづくりを着実に進めてきたが、鳩ヶ谷市との合併や平成30年4月1日に中核市へ移行することを目指すなど、本市を取り巻く環境が大きく変化したことから、現在、第5次川口市総合計画を策定しているところである。

また、人々の元気、産業の元気、くらしの元気、まちの元気、みんなの元気の「5つの元気」を柱とした30項目の政策宣言については、市の主要な施策として第4次総合計画に位置付けられ、(仮称)川口市火葬施設を含む(仮称)赤山歴史自然公園の整備、新市立高等学校の建設及び新庁舎の建設という3大プロジェクトをはじめ、元気なまちづくりを目指した政策の実現に向けて取り組んでいる。

一方、国においては昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方が活力を取り戻す「地方創生」に取り組んでいる。

本市は、首都隣接という好立地条件などから、人口はこれからも微増傾向が予想され、中長期的に現状規模が維持されていくものと思われるが、多くの人には選ばれ個性豊かな都市としてさらに成長を続けていくため、平成27年度から31年度までの5ヵ年の政策目標及び施策をまとめる「(仮称)川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン」の策定を進めている。

こうした動きを踏まえ、平成28年度予算編成の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 総合計画や実施計画の着実な推進及び政策宣言の実現を目指し、施策を確実に前進させ、政策宣言に位置づけられた特に重点的な政策課題については精力的に取り組むこと。
- (2) 国が掲げる「地方創生」政策に呼応しつつ、本市の魅力を高め、都市活力を向上させるための施策展開を図ることで、定住人口及び市民の所得を増大させることを目標として、施策ごとの課題解決を図ること。
- (3) 地域経済の活性化や若い世代の本市への定住などは元気なまちづくりに欠かせないことから、地産地消による市内経済循環へ積極的に取り組むとともに、本市に潜在する可能性をさらに引き出し、若い世代に「選ばれる」

まちとなるよう、ソフト・ハード両面において環境整備に取り組むこと。

(4) 継続的に実施してきた事業についても前例踏襲とせず、その必要性、内容について改めて十分に議論し、効果的・効率的に実施すること。さらに、当該事業のみではなく市政全体を視野に入れ、部局間の相互連携に努め、行政資源の有効活用を図ること。

(5) 公共施設等の改修等については、「川口市施設マネジメント基本方針」に基づくものとするが、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととなるため、予算化に当たっては、当該計画に則って進めること。

なお、平成28年度当初予算編成においては、現在、計画とともに整備を進めている固定資産台帳のデータを活用し、資産の老朽化度合いを勘案し、真に改修等が必要な施設については、特別枠を設定し予算を配分する。

(6) 国の予算編成及び制度変更等、その動向の把握に努め迅速かつ的確な対応を図ること。